

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況 (2024 年度)

2025 年 5 月

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 66 条の 16 の規定に基づき、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの間における電力・ガス取引監視等委員会の事務の処理状況を公表する。

2025 年 5 月 12 日

電力・ガス取引監視等委員会
委員長 横山 明彦

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況（2024 年度）

目次

序章. 電力・ガス取引監視等委員会について	4
第1章. 電力の小売・卸取引に関する取組	6
1. 1. 小売電気事業及び小売供給の登録申請に係る審査	6
1. 2. 電力取引報の公表	6
1. 3. 各種相談への対応	6
1. 4. 小売取引の監視等	7
1. 5. みなし小売電気事業者7社に対する調達改善に向けた取組のフォローアップ等	9
1. 6. みなし小売電気事業者に対する監査	10
1. 7. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価	11
1. 8. 電力市場の監視	12
1. 9. 発電・小売間の不当な内部補助防止策	17
第2章. 送配電分野に関する取組	18
2. 1. 送配電事業の監視	18
2. 2. 一般送配電事業者等に対する監査	20
2. 3. レベニューキャップ制度における一般送配電事業者の期中評価と東京電力パワーグリッド株式 会社における 2023 年度の廃炉等負担金の確認	20
2. 4. 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討	21
2. 5. インバランス料金制度の運用状況の監視	22
2. 6. 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの開催、発電側課金の運用	23
2. 7. 局地的電力需要増加と送配電ネットワークに関する研究会の開催	24
第3章. ガスの小売・卸取引に関する取組	25
3. 1. ガス小売事業の登録申請に係る審査	25
3. 2. ガス取引報の公表	25
3. 3. 各種相談への対応	25
3. 4. 小売取引の監視等	26
3. 5. 旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査	28
3. 6. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価等 ..	28
3. 7. ガス卸コミットメントのフォローアップ	29
第4章. ガス導管分野に関する取組	30
4. 1. 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の監視	30
4. 2. 一般ガス導管事業者等に対する監査	30
4. 3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価	31
第5章. 熱供給事業に関する取組	32
第6章. 広報、紛争処理等	32
6. 1. 広報/消費者対応	32

6. 2. 国際的な取組.....	33
6. 3. 紛争処理.....	33
6. 4. 電力・ガス取引監視等委員会に関する検証.....	34

序章. 電力・ガス取引監視等委員会について

2015年に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「第3弾改正法」という。）に基づき、電力システム改革の実施に当たり、電力取引の監視等の機能を一層強化し、電力の適正な取引の確保に万全を期すため、独立性と高度な専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として、電力取引監視等委員会が、同年9月1日に設立された。2016年4月1日より、ガス事業及び熱供給事業に関する業務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会（以下、電力取引監視等委員会、電力・ガス取引監視等委員会のいずれも「委員会」という。）に改称された。

I. 委員体制について

委員会は、委員長及び委員4名で構成され、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣により任命され、委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととされている。

委員長及び委員の任期は、電気事業法第66条の8の規定により3年と定められている。2024年8月末に3年の任期が満了となり、北本 佳永子氏（公認会計士）及び圓尾 雅則（SMBC日興証券株式会社 マネージング・ディレクター）が退任し、同年9月1日から、委員会は下記の委員長及び委員の体制に変更となった。

【委員名簿】 2025年3月31日時点

（委員長）

横山 明彦 東京大学名誉教授

（委員）

岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 教授

武田 邦宣 大阪大学大学院法学研究科長・法学部長 教授

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

村松 久美子 PwC Japan 有限責任監査法人 ディレクター

II. 委員会の下部組織について

委員会の下部組織として、電力・ガスの取引監視に必要な制度設計の審議を行う「制度設計専門会合」、料金に関する制度設計の審議を行う「料金制度専門会合」、レベニューキャップ制度開始に伴う一般送配電事業者各社の経営効率化を確認する「送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ」等が設置されている。

2024年度には、制度設計専門会合を5回、料金制度専門会合を10回、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループを8回開催した（詳細は参考資料2を参照）。

III. 「制度設計専門会合」の改組について

第532回委員会（2024年9月開催）において、競争促進や消費者保護のルールづくりに係る詳細設計を議論する場となってきた「制度設計専門会合」を、IT ガバナンスを含めた検証機能の強化を目的

とし、制度設計から監視制度の検証までを担う「制度設計・監視専門会合」へ改組した。なお、2024年度には、制度設計・監視専門会合を7回開催した。

第1章 電力の小売・卸取引に関する取組

1. 1. 小売電気事業及び小売供給の登録申請に係る審査

【本項目の概要】

- 小売電気事業及び小売供給の登録について審査した結果、2025年3月末時点での登録件数は小売電気事業 761 件、小売供給 38 件となった。

小売電気事業及び特定送配電事業者による小売供給の登録について、経済産業大臣は、登録をしようとするとき、あらかじめ、委員会に意見を聴くこととされている。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受け、電気事業法に規定される登録拒否要件に該当しないかという視点（電気の利用者の利益の保護の視点等）で審査を行い、その結果を経済産業大臣へ回答している。これらの審査の結果、小売電気事業の新規登録は 53 件（昨年度 32 件）となったが、廃止等※が 21 件（昨年度 24 件）あったことを踏まえ、2025 年 3 月末時点での登録件数は 761 件（昨年度 729 件）となった。また、小売供給については、新規登録は 4 件（昨年度 4 件）あった一方で、廃止等※が 1 件あり、2025 年 3 月末時点での登録件数は 38 件（昨年度 35 件）であった。

※ 廃止・解散・取消し及び承継による登録者数の減少

1. 2. 電力取引報の公表

【本項目の概要】

- 電気事業者等から電気の小売取引の監視に必要な情報を収集し、毎月結果の公表を行った。

委員会は、電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）に基づき、定期的に、電気事業者及び日本卸電力取引所から電気の小売取引の監視に必要な情報の報告を受けている。これらの報告を受けた情報のうち販売電力量等の一部の実績について、毎月結果の公表を行った。

1. 3. 各種相談への対応

【本項目の概要】

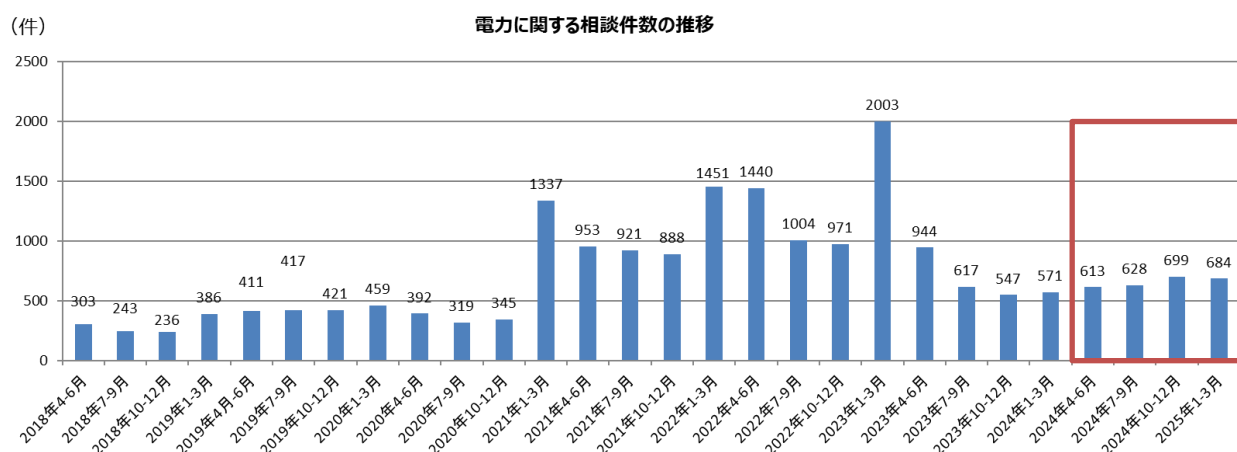
- 相談窓口（情報提供窓口）を設置し、消費者から小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に対するアドバイスや、事業者の法令違反行為に関する情報の受付・指導等を行った。

委員会は、相談窓口を設置し、電気の需要家等から寄せられた相談に対応し、質問への回答やアドバイス等を行った。2024 年度における相談件数は 2,624 件であった。

本相談において、不適切な営業活動などに係る情報があった場合には、事実関係を確認し、必要な場合には小売電気事業者に対する指導等を行った。

また、2024年6月、9月、12月そして2025年3月に消費者庁及び国民生活センターと連名で電気の勧誘例等に関する注意喚起を行うとともに、経済産業省のXを活用し、電気の契約前の注意点を周知する等、消費者に対して情報提供を行った。

○相談窓口への相談件数（電気）の推移



1. 4. 小売取引の監視等

【本項目の概要】

- 電力の小売営業に関して、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対する指導を行った。
- 小売取引の監視等としての主な取組例として、小売電気事業者に対する指導及び小売市場重点モニタリングを行った。

2016年4月には電気の小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、委員会は、電気の小売供給に関する取引の適正化を図るため、「電力の小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視などを行っている。

2024年度に行った指導等のうち、具体的な例としては、以下のようなものがある。

(1) 業務改善勧告（2024年4月）

小売電気事業者である株式会社ハルエネは、2023年1月1日から同年8月31日までの間、自社の電気の需要家から、自社のウェブサイト上の所定の問合せフォームから問合せを受ける方法又は需要家からの架電対応の業務等を委託している業務委託先において架電を受ける方法により、13,912件の契約番号の提供依頼を受けた。ハルエネは、当該契約番号の提供依頼に対して、自社の

需要家に対する書面発送等の業務を委託している事業者から契約番号が記載された書面を各需要家に発送する方法により、契約番号の提供を行ったが、このうち、各提供依頼後に少なくとも3週間以上の期間を経過してから提供が行われていた事例が606件確認された。

契約番号は需要家がスイッチングをするために必要な情報であるところ、需要家に対する速やかな契約番号の提供が行われないことは、需要家がスイッチングするために必要な情報を把握することに支障を生じさせ、需要家による円滑なスイッチング及びこれに伴う小売供給契約の解除等を阻害しうるものであり、需要家の利益の保護及び電気事業の健全な発達の観点から重大な問題であるといえる。

このため、委員会は、電気事業法に基づき、株式会社ハルエネに対し、需要家への契約番号の提供が遅滞することないように遅延の原因の分析や社内体制の改善を行う等の必要な措置を講じること、講じた措置を需要家に周知すること等を求める業務改善勧告を行った。

(2) 指導の例

① 小売電気事業者Aに対する指導（2024年10月）

A社は、A社が提供する料金プランのプラン名について、電話にて小売供給契約を締結するに当たり、需要家に対して、旧一般電気事業者と誤認させるおそれがある情報提供を行った。当該情報提供によって、自社のサービスに需要家を誘導することは、需要家の誤認に基づく選択を招きかねず、また、小売電気事業者間の公正な競争を阻害するおそれがある。

また、A社は、需要家と小売供給契約を締結する際に必要となる書面を電磁的方法にて提供する場合、需要家に対して当該書面を電磁的方法にて提供することについて、書面又は電磁的方法で承諾を取得しなければならないところ、電話等において需要家が承諾した旨を録音する方法にて当該承諾を取得していた。承諾の取得方法については、需要家が承諾をするか否かについて十分な情報を与えられた上で慎重に判断することを可能とし、かつ、承諾の有無を事後的にも明確にする観点から法令により規定されており、電話等において需要家が承諾した旨を録音する方法での取得は認められていない。

このため、委員会は、A社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を実施するように指導を行った。

② 小売電気事業者Bに対する指導（2025年1月）

B社は、需要家と小売供給契約を締結する際、必要となる契約締結前書面及び契約締結後書面について交付していなかった。B社では、各営業担当者が需要家との契約内容に応じて、必要な書面を準備して交付する必要があるところ、一部の営業担当者の知識不足や認識の誤りがあったこと等により、必要な書面の交付ができていなかった。

契約締結時の需要家への書面の交付は、小売電気事業者と需要家との間のトラブルを未然に防止する上で重要であり、必要な書面を交付できていなかったことは電気事業法に違反する行為である。

このため、委員会は、B社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を実施するように指導を行った。

(3) 関西電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社及び九電

みらいエナジー株式会社に対するフォローアップ

委員会の勧告を受けて、経済産業大臣が、2023年7月に、関西電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社に対して行った業務改善命令に関して、委員会は、2023年8月以降の1年間を「集中改善期間」と位置づけ、各事業者の再発防止のための取組状況についてフォローアップを行ってきた。

2024年度は、第99回制度設計専門会合（2024年7月開催）において、教育・研修の実効性及び役職員の行動の変化等のフォローアップ結果を報告するとともに、第1回制度設計・監視専門会合（2024年9月開催）において、フォローアップの最終報告を行い、業務改善命令の対象となった各事業者が、自ら提出した改善計画に基づき、改善に向けた取組を着実に実施していること、また、再発防止に向けた実効的な取組を継続的にやっていくことなどの表明をしていることを確認した。

（４）小売市場重点モニタリング

一定の価格水準を下回る小売契約について、競争者からの申告や公共入札の状況を踏まえ、取引条件等を含む実態を重点的に把握する「小売市場重点モニタリング」を実施しており、2023年度に締結された小売契約については、問題となる事例は認められなかった旨を第1回制度設計・監視専門会合（2024年9月開催）において報告し、その調査結果を公表した。

（５）小売電気事業に関する制度的措置の建議

小売電気事業について、国のモニタリングを効果的・効率的に行う観点から、報告様式のデジタル化(DX化)に取り組んでいるところ、電気及びガス関係報告規則に基づく定期的な報告について、DX化に適した様式への変更など、必要な対応を取りまとめ、2024年7月に経済産業大臣に建議を行った。

1. 5. みなし小売電気事業者7社に対する調達改善に向けた取組のフォローアップ等

【本項目の概要】

- みなし小売電気事業者7社の特定小売供給約款の変更認可に関して、2024年度の調達効率化のための各事業者の取組をフォローアップした。
- みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則などの審査ルールに関し、当面の対応としてアップデートが必要な点について検討を行い、所要の改正を行うよう経済産業大臣に建議した。

（１）みなし小売電気事業者7社に対する調達改善に向けた取組のフォローアップについて

みなし小売電気事業者7社（北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び沖縄電力株式会社）が行った電気の規制料金の変更認可に際して、2023年度から2025年度を「集中改善期間」とし、各事業者の調達改善に向けた取組のフォローアップを行うこととされた。

2024 年度は、第 55 回料金制度専門会合（2024 年 4 月）においてロードマップの策定状況を確認すると共に、フォローアップの進め方について御審議いただいた。第 63 回料金制度専門会合（同年 11 月）では、「ロードマップに織り込まれた効率化施策」の進捗状況を確認するとともに、実績コストの推移もあわせて確認を行った。なお、実績コストの推移の確認に当たっては、「修繕費などの固定的な費目の合計額」に着目し、これら合計額について、査定額との比較を行いつつ、フォローアップを行っている。

（2）電気の規制料金の審査を踏まえた審査ルールの見直しについて

2023 年 5 月に認可された特定小売供給約款の変更認可申請に係る審査結果を踏まえ、第 56 回料金制度専門会合（2024 年 5 月）及び第 57 回料金制度専門会合（同年 6 月）にて、見直しの検討が必要な点などがないか検討を行い、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 23 号）」、「みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成 28 年経済産業省令第 45 号）」、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成 28 年 3 月 28 日付け 20160325 資第 12 号）」及びその他の関係法令等について、所要の改正を行うよう、2024 年 6 月に経済産業大臣に建議した。

なお、当該検討の過程において、規制料金の事業報酬の算定に用いる自己資本比率に関する検討も行った。具体的には、引き続き現行の算定ルールである自己資本比率 30%を用いるものの、資金調達環境などに大きな変化が確認された場合は、柔軟に見直すことを御審議いただいた。その結果、現行の算定ルールは見直さないものの、大半の事業者の足元の自己資本比率よりも高い値を算定に用いる妥当性について事務局として論理の不十分だった点については改めて整理することを求められた。

上記を踏まえ、第 521 回委員会（同年 6 月）で今後の進め方について、事後評価のタイミングに合わせて、各社の内部留保や株主配当の推移、自己資本比率に対する考え方等をみなし小売電気事業者からヒアリングし、事務局として改めて自己資本比率の考え方をとりまとめて料金制度専門会合で説明すると報告し、第 63 回料金制度専門会合（同年 11 月）において、現行の事業リスクや資金調達手段からも自己資本を厚くする必要があることや、現状より高い自己資本比率を使用することで生じる差益部分は利益（剰余金）の積み増し効果を持つため、自己資本比率を引き上げ、自己資本比率 30%に近づくよう資本構成の改善効果を促す効果があることを示した。

他方で、同会合において、自己資本比率を意図的に引き下げようとする取組を行っている場合には改善効果を薄めるため、継続的にモニタリングを実施することとし、趣旨に明らかに反するような行動等が確認された場合には、事業報酬の算定に使用する自己資本比率の目標水準を見直すことを検討することと整理された。

1. 6. みなし小売電気事業者に対する監査

【本項目の概要】

- みなし小売電気事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者 10 社のうち、事業者 1 社

に所要の指導を行った。

2016 年 4 月に電力の小売全面自由化を実施した際、低圧（家庭用等）の小売料金については、経過措置として旧一般電気事業者に規制料金（経過措置料金）を存続させることとされた。

委員会は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号。以下「第 2 弾改正法」という。）附則第 21 条の規定に基づき、経過措置料金規制の対象であるみなし小売電気事業者（10 社）に対して監査を実施した。

2023 年度において実施した監査の結果、第 2 弾改正法附則第 25 条の 6 の規定に基づくみなし小売電気事業者に対する勧告及び第 2 弾改正法附則第 25 条の 7 の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、事業者 1 社に所要の指導を行った（詳細は参考資料 4 を参照）。監査の結果については、第 519 回委員会（2024 年 6 月開催）において報告を行った。

1. 7. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価

【本項目の概要】

- 経過措置が講じられている電気の小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施した結果、対象事業者 3 社について、変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。

第 2 弾改正法附則に基づく経過措置が講じられている電気の小売規制料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

2024 年 10 月、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、第 63 回料金制度専門会合（2024 年 11 月）において、原価算定期間が終了しているみなし小売電気事業者 3 社（中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社及び九州電力株式会社）について、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325 資第 12 号。以下「審査基準」という。）第 2（6）⑤に基づく評価及び確認を行い、その結果を取りまとめた。

審査基準のステップ 1（規制部門の電気事業利益率による基準）に基づく評価において、この 3 社それぞれの規制部門の直近 3 カ年度平均の利益率が、みなし小売電気事業者 10 社の規制部門の過去 10 カ年度平均の利益率を上回っていないと評価され、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

この結果を踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨を回答した。

1. 8. 電力市場の監視

【本項目の概要】

- スポット市場の監視を通して、株式会社 JERA が市場相場を変動させる認識を有しつつ、停止する発電ユニットの余剰電力の一部を供出していなかったことが相場操縦に該当すると判断したため、同社に対し、業務改善勧告を実施した。その他、複数件の誤入札等を確認したため、特に問題が大きいと考えられる事業者に対して文書による業務改善指導を実施した。
- 2025 年及び 2026 年度に受渡しが行われるベースロード市場 2024 年度オークションの監視の結果、ガイドラインに照らして、問題となる事例は確認されなかった。また、2023 年度に受渡しが行われた 2022 年度オークションにおける実績と想定との乖離に係る合理性を確認した結果、一部の大規模発電事業者が、本来含めるべきではない費用を供出上限価格に含めていたため、注意喚起を行った。
- 容量市場については、2024 年度メインオークション（対象実需給年度：2028 年度）及び 2024 年度追加オークション（対象実需給年度：2025 年度）の監視の結果、いずれも事前監視において、売り惜しみに関する指摘を行った。更に、上記追加オークションの事後監視において、問題となる事例を確認した。
- 長期脱炭素電源オークションについては、落札候補となる応札案件の応札価格を監視し、応札価格に含めることが認められない項目について、事業者への通知を行った。通知内容を反映して再算定された応札価格は、適切に算定されていることを確認している。なお、一部の費用を応札価格に含めることが認められないことにより、投資回収が困難と判断した事業者から応札の取下げの申出があったが、これに伴う追加的な監視の必要はなかった。

委員会は、電気の適正な取引を確保するため、卸電力市場における取引の状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行った。

また、四半期毎に、旧一般電気事業者及び株式会社 JERA の自主的取組や電力市場における競争状況を定点的に分析・検証した電力市場のモニタリングレポートを作成・公表した（参照：2024 年 10 月～12 月の報告における主要指標）。

○2024 年 10 月～12 月の報告における主要指標

				2024年10月～12月	前年同期間 (2023年10月～12月)	2023年度 (2023年4月～2024年3月)	2022年度 (2022年4月～2023年3月)			
卸電力取引所	販売電力量に対する割合※3			35.3%	31.1%	33.4%	40.1%			
	スポット市場	入札	売り入札量 前年同期比	1.1倍	0.9倍 (※51.1倍)	1.0倍 (1.1倍※5)	1.0倍			
			買い入札量 前年同期比	1.2倍	0.8倍 (※51.0倍)	0.9倍 (1.0倍※5)	0.9倍			
		約定	約定量	654億kWh	571億kWh	2,615億kWh	3,185億kWh			
			約定量 前年同期比	1.1倍	0.7倍 (※50.9倍)	0.8倍 (0.9倍※5)	1.0倍			
			平均約定価格 (システムプライス)	12.5円/kWh	12.6円/kWh	10.7円/kWh	20.4円/kWh			
	東西市場分断発生率			54.5%	48.8%	33.7%	34.9%			
	時間前市場	約定	約定量	15.7億kWh	12.8億kWh	61.7億kWh	49.4億kWh			
			平均約定価格	13.4円/kWh	13.2円/kWh	11.7円/kWh	22.9円/kWh			
	市場渡	約定	約定量	0kWh	0kWh	0.03億kWh	0.17億kWh			
先物市場※4			約定 約定量	237.9億kWh	61.4億kWh	304.7億kWh	-			
相対取引			グループ外への供給量	162.5億kWh	92.5億kWh	386.2億kWh	564.3億kWh			
(参考) ※1	小売市場	電力販売	新電力	1,901億kWh※2			1,876億kWh※2	8,054億kWh		
				販売電力量			370億kWh	307億kWh	1,338億kWh	1,546億kWh
				販売電力量 前年同期比			1.2倍	0.9倍	0.9倍	0.9倍
				新電力シェア			20.1%(12月時点)	17.0%(12月時点)	-	-

※1 出所：電力取引報

※2 電力取引報では、集計において事業者の過度の負担を避けるため、販売電力量と販売額についてN-1月検計日からN月検計日前日までの実績をN月分としての計上を認めており、大宗の企業は検計日までの実績を報告しているため、実際のN月需要の実績と一致しない

※3 販売電力量に対する割合は、当該期間の平均値を示す。

※4 2023年10月～12月期報告分より追記。（JPEXおよびEEXホームページ公開データを元に集計）

※5 前年同時期の卸一般電気事業者の入札量から自社需要に対するクロス・ベディング分を除外した量での対比。クロス・ベディング量は、卸一般電気事業者へのクロス・ベディング高値買い戻し価格のアンケート結果より算出。

その他の場合の卸一般電気事業者は、北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力が対象。

※1 出所：電力取引所
 ※2 電力取引所では、集計において事業者の過度の負担を避けるため、販売電力量と販売額についてN-1月検計日からN月検計日前日までの実績をN月分としての計上を認めており、大宗の企業は検計日までの実績を報告しているため、実際のN月需要の実績と一致しない
 ※3 販売電力量に対する割合は、当該期間の平均値を示す
 ※4 2023年10月～12月期報告より追記。（JPXおよびEXホームページ公開データを元に集計）
 ※5 前年同期の旧一般電気事業者入札量から自社需要に対するクロス・ビディング分を除外した量での対比。クロス・ビディング量は、旧一般電気事業者へのクロス・ビディング高値買い戻し価格のアンケート結果により算出。
 （この場合の旧一般電気事業者は、北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力ミライズ、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力が対象）

出典：第7回制度設計・監視専門会合（2025年3月）事務局提出資料を基に作成

（1）スポット市場の監視

委員会では、適正な電力取引についての指針等に照らして、日本卸電力取引所のスポット市場への入札において不公正な取引が行われていないか、日々監視を行っている。例えば、その一環として、2020年度冬期に発生した電力スポット市場価格高騰の検証を踏まえ、電力スポット市場価格が30円/kWh以上となった場合に、適正な電力取引についての指針において市場支配力を有する可能性の高い事業者（具体的には、旧一般電気事業者及び株式会社JERA）に対して入札可能量を全量市場供出していることを示すデータの提供を求め、その確認結果を速やかに委員会のホームページにおいて公開している。こうした日々の監視を通して、複数件の誤入札や、インサイダー情報を適時に公表していない事案があったことを確認し、該当する事業者に対して事実関係の調査を実施し、再発防止策の徹底を求めた。

特に、2024年11月12日には、株式会社JERAが、出力を絞って運転できたはずの発電機を完全停止させ、供出可能な電力を市場に供出しなかった行為につき、相場操縦に該当するとして、社内規程遵守のための体制整備、職員に対する教育の実施、部門間の水平的な情報共有等を求めて、同社に対して業務改善勧告を行った。同勧告を受け、同年12月12日に、再発防止策等をまとめた報告書を同社から受領したが、同報告書に不十分な箇所を認めたため、同月27日に、同社に対して、追加報告を行うよう要請し、2025年3月31日に、同社から追加報告書を受領した。本件について、委員会は、2024年12月27日から2025年12月26日までの1年間を、同社の集中改善期間として設定し、今後の同社の対応につき、重点的に確認・指導している。

また、適正な電力取引についての指針における「市場支配力を有する可能性の高い事業者」の判定に必要な市場画定について、本則における固定化された4エリアを前提とした評価基準では、昨今の市場分断率を踏まえた市場区分と乖離が見られることから、市場画定の考え方の見直しに着手した。具体的には、本則においては、固定的な4市場区分を前提とした考え方を見直し、「5年間に於いて年平均分断率が10%以上となる年が3年以上継続する場合には分断として扱う」と整理し、

経過措置における市場画定については、分断率を 10%とした上で、適切な基準を満たすことを前提に、①分断率の平均値を算出する期間について現状の 1 か月から、3 か月、6 か月、12 か月と増加させるとともに、②分断率の継続性を捉える期間を 1 年、2 年、3 年と増加させていく方針とした。

さらに、近年、発電情報公開システム（HJKS）を通じた発電情報やスポット市場の需給カーブの公開に加えて、2024 年 3 月にはユニット別・コマ別の発電実績の公開を開始するなど、市場参加者がアクセスできる情報が増えたことを踏まえて、市場参加者からの声をよりの確に吸い上げるために、事業者が疑わしい取引に関する情報を提供する窓口を 2024 年 9 月に委員会ホームページに開設した。情報提供窓口の開設を機に、市場参加者から寄せられた情報等を活用して、市場参加者の視点を反映した市場監視を進めている。

（2）ベースロード市場の監視

ベースロード市場は、日本卸電力取引所に開設された市場であり、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が、旧一般電気事業者と同様の環境でベースロード電源を利用できる環境を実現することで、小売電気事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットィングを図り、小売競争を活性化させるため、2019 年度に創設された。

「ベースロード市場ガイドライン（以下「BL ガイドライン」という。）」では、ベースロード市場の目的を踏まえ、各区域における旧一般電気事業者等の「大規模発電事業者」は、ベースロード電源の発電平均コストを基本とした価格を上限（以下「供出上限価格」という。）として、資源エネルギー庁が算定した量（供出義務量）を同市場に供出することが適当とされている。また、大規模発電事業者の小売部門のベースロード電源に係る調達価格が供出価格を不当に下回っている場合には、ベースロード市場の目的が達成されないおそれがある。

委員会においては、ベースロード市場の受渡し年度の前年度において、適切な量及び価格が供出されているかという観点から、2024 年度に実施されたオークションに関する取引内容について監視を行った。ベースロード市場の受渡し年度の翌年度において、発電コスト及び発電量に関する想定と実績の乖離が合理的であるかという観点から、2023 年度に受渡しが行われた 2022 年度のベースロード市場について事後的な監視を行った。

受渡し年度の前年度における監視の結果、各大規模発電事業者の供出量は、供出義務がある全ての回において BL ガイドラインで定める電力量を満たしていることを確認した。また、供出上限価格についても BL ガイドラインに照らして、問題となる事例は確認されなかった。

受渡し年度の翌年度における監視の結果、一部の大規模発電事業者が、本来含めるべきではない原賠・廃炉等一般負担金の託送回収分を 2022 年度オークション時の供出上限価格に含めていたことを確認したため、注意喚起を行った。なお、本事案は、約定結果に影響を与えるものではなかった。

（3）容量市場メインオークションの監視

容量市場は、発電事業者の投資回収の予見性を高め、再生可能エネルギーの主力電源化を実現するために必要な調整力の確保や、中長期的な供給力不足に対処することを目的として、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）に創設された市場である。容量市場においては、市場支配力を有する事業者（以下「市場支配的事業者」という。）が、正当な理由なく、電源を応札しない

又は期待容量を下回る容量で応札すること（以下「売り惜しみ」という。）並びに電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を不当に上回る価格で応札すること（以下「価格つり上げ」という。）によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の使用者の利益を阻害するおそれがある。

こうした観点から、委員会は、「容量市場における入札ガイドライン（以下「容量市場ガイドライン」という。）」に基づき、市場支配的事業者による売り惜しみや価格つり上げについて、以下のとおり、応札の受付期間開始前の事前監視及び応札の受付期間終了後の事後監視を行っている

- ・売り惜しみの監視：容量市場ガイドラインに基づき、売り惜しみの可能性があると判断された電源について、そのリスト及び理由の説明を求めるとともにその裏付けとなる根拠資料の提出を求め、その合理性を確認した。
- ・価格つり上げの監視：容量市場ガイドラインに基づき、監視対象となった電源について、容量市場ガイドラインに沿った適切な価格で応札されているか確認すべく、応札価格を構成する人件費や修繕費等のコスト算定方法及び算定根拠の説明を求め、事実関係を確認した。

2024 年度メインオークション（対象実需給年度：2028 年度）の事前監視においては、1 電源につき、容量市場に参加できない正当な理由があるとは認められなかったことから、メインオークションへの参加を求めた。

2024 年度追加オークション（対象実需給年度：2025 年度）の事前監視においては、電源等差替を予定している 4 電源につき、電源等差替の完了前後によって、応札対象が変わることがあったとしても、差替先・差替元電源のいずれも応札しないことは、他に売り惜しみに当たらない正当な理由がない限り、容量市場に参加できない正当な理由があるとは認められなかったことから、電源等差替の完了状況に応じて、メインオークションへの参加を求めた

更に上記追加オークションの事後監視において、3 社 6 電源について、問題となる事例を確認した。上記 3 社 6 電源のうち、1 社（E-Flow 合同会社）の一部の電源については、維持管理コストを上回る応札となっていた。本件について、価格つり上げを意図したものとは言えないものの、電力の適正な取引の確保を図るため、文書指導を行い、事業者名及び当該行為の内容を公表した上で、事業者に対しては応札の是正を、広域機関に対しては是正された応札情報に基づく約定処理を求めた。その他 2 社の一部の電源については、一部に算定誤りが生じていたものの、事務局で再算定した維持管理コストを下回る応札となっており、価格つり上げとは言えず、応札の是正を求める必要もなかったことから、口頭での指導に留めつつ、社名を伏せた形で、当該事実をプレスリリースで公表した。また、総合資源エネルギー調査会の下に設置されている制度検討作業部会において、これら監視結果の報告を行った。

（４）長期脱炭素電源オークションの応札価格の監視

長期脱炭素電源オークションは、巨額の電源投資を対象としており、国民負担の最小化を図ることが必要であることを踏まえ、応札価格について、委員会が、長期脱炭素電源オークションガイドラインに基づき、応札後に監視することとしている。

応札価格の監視に当たっては、長期脱炭素電源オークションがマルチプライス方式であることを踏まえ、落札候補となる応札案件全件について、各応札事業者に対し、資本費、運転維持費及び事業報酬の算定方法及び算定根拠の説明を求め、応札価格に含まれる費用項目ごとに証憑等により事

実関係を確認するとともに、「2倍の水準」を超える予定価格・特命発注部分は、事業者に合理性の説明を求めて確認を行うこととしている。

2024年度の長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023年度）については、落札候補となる応札案件全件（24社53電源）の応札価格を監視した結果、応札価格に含めることが認められないと考えられる項目を確認したことから、該当する16社41電源に対し、その旨の通知を行った。その後、15社40電源については、通知内容を反映して再算定された応札価格の提出があり、いずれも適切に算定されていることを確認した。なお、一部の費用を応札価格に含めることが認められないことにより、投資回収が困難と判断した1社1電源については、事業者から応札の取下げの申出があったが、これに伴う追加的な監視の必要はなかった。

これらの監視の結果、当初約定総額は約4,148億円／年であったところ、応札価格から減額する金額は約定総額で約14億円／年となり、応札の取下げに伴う減額は約32億円／年となった。

（5）非化石価値取引市場（高度化義務達成市場）の監視

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）（以下「高度化法」という。）により、小売電気事業者には、自らが調達する電気の非化石電源比率を2030年度に44%以上とすることが求められている。しかし、卸電力取引所では、非化石電源と化石電源の区別がされないため、非化石電源の持つ価値が埋没しており、非化石電源比率を高める手段として活用ができない。その結果、取引所取引の割合が比較的高い新規参入者にとっては、非化石電源を調達する手段が限定される状況となり、高度化法における目標の達成が困難な面があった。

非化石価値取引市場は、こうした状況を踏まえ、非化石価値を顕在化し、取引を可能とすることで、小売電気事業者の非化石電源調達目標の達成を後押しするとともに、需要家にとっての選択肢を拡大しつつ、FIT制度による国民負担の軽減に資することを目的として創設された市場である。

非化石価値取引市場は、再エネ価値に対する需要家ニーズの増大を踏まえ、2021年度より「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」に分離されることとなった。

この分離に当たって行われた非化石価値取引市場の制度見直しに伴い、小売電気事業者が高度化法上の目標を達成するために購入できる証書は、高度化法義務達成市場で扱われる「非FIT非化石証書」に限定されることとなった。非FIT非化石証書の由来となる電源の多くが原子力や大型水力であり、売り手の大宗を旧一般電気事業者が占めることから、旧一般電気事業者の入札行動が非FIT非化石証書の価格形成に強い影響を及ぼすといった懸念が、制度検討作業部会で指摘された。

こうした背景を踏まえ、非FIT非化石証書の取引における公平性や価格形成における透明性の確保を図る観点から、制度検討作業部会の「第五次中間とりまとめ」（2021年8月）に基づき、委員会が、旧一般電気事業者及び電源開発を対象に、非FIT非化石証書の取引について監視している。具体的には、非化石価値取引市場（高度化法義務達成市場）の各回オークション（8月、11月、2月、5月の計4回）ごとに、売り惜しみ及び価格つり上げの観点から、問題となる行為がないかについて監視を行っている。また、第4回オークション（5月）の取引終了後には、下記の3つの価格水準を相対的に比較し、乖離が認められる場合には、不当な価格設定の観点から、合理的説明を求めている。

（ア）各回の入札価格と相対契約（外部取引分）の価格水準

(イ)各回の入札価格と相対契約（内部取引分）の価格水準

(ウ)相対取引間（外部取引分及び内部取引分）の価格水準

2024 年度に実施した監視(2023 年度第 3 回オークションから 2024 年度第 2 回オークションまで)では、問題となる事例は認められなかった。

(6) 市場間相場操縦の監視

2019 年 8 月に東京商品取引所における電力先物の試験上場（3 年間の時限的な上場）の認可がなされたことを受け、第 41 回制度設計専門会合(2019 年 9 月開催)にて、「適正な電力取引についての指針」上で市場間相場操縦の規制が明確化された。その後、2020 年 5 月には欧州エネルギー取引所（以下「EEX」という。）、2024 年 11 月にはインターコンチネンタル取引所においても日本の電力先物取引に係る清算サービスが開始され、我が国の電力先物取引の取引高や取引参加者数は着実に増加している。特に、我が国の電力先物取引の大半を占める EEX における 2024 年度の取引量は、前年度に比べて約 3 倍に増加し、とりわけ 2025 年 3 月における月間取引量は、スポット市場での月間取引量の 50%超の水準に達し、対スポット比率（月間）において過去最高記録を更新した。

万が一、先物市場など他の電力に関係した取引を有利にするため、スポット市場相場を変動させるような行為が行われた場合には、市場に対する不信感から現物市場の参入者が先物市場への参入を断念する事態等につながりかねず、結果として電力先物取引の活性化を阻害する結果を招きかねない。そのため、委員会においても、市場間相場操縦の監視を行う重要性がより一層高まっている。

現在、委員会は、国内の取引所に対しては商品先物市場の監視を行う当局（経済産業省商品市場整備室）と連携するとともに、国内法が原則として及ばない国外の取引所に対しては MoU を締結し先物取引情報の提供を受けた上で市場間相場操縦の監視を行っている。2024 年度は、新たに日本電力先物を上場したインターコンチネンタル取引所と MoU を締結した。これらの方法では捕捉できない取引情報については、取引を行う電気事業者に対し、不定期に報告徴収を行うこととしている。

1. 9. 発電・小売間の不当な内部補助防止策

【本項目の概要】

- これまでの制度設計専門会合で整理された内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方についてとりまとめた文書を 2025 年 3 月に公表した。
- 旧一般電気事業者各社及び株式会社 JERA に対して、内外無差別な卸売等にかかる定期フォローアップを実施した。
- これら事業者の子会社が所有する電源の内外無差別な卸売に関する考え方や、エリア内供給制限を付与する場合の評価の考え方等について整理を行った。

旧一般電気事業者及び株式会社 JERA が 2020 年に表明した内外無差別に電力卸売を行うこと等へのコ

ミットメントについて、委員会は各社の取組状況についてフォローアップを行っている。

2024 年度には、第 98 回制度設計専門会合（2024 年 6 月開催）及び第 2 回制度設計・監視専門会合（同年 10 月開催）においてフォローアップ結果の報告を行い、北海道、北陸、関西、中国、四国、九州及び沖縄の各エリアにつき、内外無差別な卸売を行っていると評価した。また、第 2 回制度設計・監視専門会合では、2024 年度に各社が交渉・締結予定の卸売契約についても中間的なフォローアップ結果の報告を行い、多くの事業者がこれまでの同専門会合における指摘を踏まえて対応策を措置済又は検討中であると確認した。

あわせて、2024 年度には、これまでの同専門会合で整理された内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方について、意見公募手続を経て、2025 年 3 月に公表した。また、第 4 回制度設計・監視専門会合（2024 年 12 月開催）では、内外無差別な卸売の対象電源の考え方について議論し、旧一電の子会社が保有する電源について、自家消費電源、FIT 電源、経過措置電源及び規模僅少電源に該当するものを除き、原則、内外無差別な卸売の対象として整理した。さらに、電力システムを取り巻く経済社会環境の変化等を踏まえた、第 84 回電力・ガス基本政策小委員会（同年 12 月開催）の議論を受けて、第 6 回制度設計・監視専門会合（2025 年 2 月開催）において、エリア内供給制限を付与する場合の評価の考え方等について整理した。

今後は、2025 年度上半期に、2024 年度に交渉・締結された卸売契約の内外無差別性について、旧一電等の取組をフォローアップする予定である。引き続き、電気事業を取り巻く様々な状況変化に応じて、必要があれば、所要の検討を行った上で評価の考え方を見直していくこととしている。

第 2 章. 送配電分野に関する取組

2. 1. 送配電事業の監視

【本項目の概要】

- 一般送配電事業者及び特定関係事業者における情報漏えい事案に関し、集中改善期間におけるモニタリングにより確認した各社の再発防止に向けた取組状況を採点し、採点結果を公表した。また、新たに事案が判明した東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社に対して業務改善勧告及び業務改善指導を実施した。
- 一般送配電事業者による確定電力量の通知の遅延や発電側課金の割引区分に関する誤通知の事案が発生し、これらについての再発防止策を着実に実施するよう指導を行った。

委員会は、電力の適正な取引を確保するため、一般送配電事業者の業務実施状況を監視し、託送供給等約款の不適切な運用や行為規制違反等が見られた場合には指導等を行っている。

委員会は、2022 年 12 月以降、一般送配電事業者各社における非公開情報の情報管理状況等についての調査を行い、その結果、関係小売電気事業者の従業員が非公開情報を閲覧可能な状態となっており、実際に閲覧や業務利用がなされていたことが判明した。

(1) 情報漏えい事案を踏まえた一般送配電事業者及び関係小売電気事業者への対応

一般送配電事業者 8 社において特定関係事業者の従業員が非公開情報を閲覧・業務利用を行っていた事案に関し、電力・ガス取引監視等委員会は、業務改善計画の提出日から 1 年間を集中改善期間と位置づけ、その実施状況、計画の取組の十分性及び実効性が担保されているかを確認するためモニタリングを実施しました。委員会は、モニタリングにより確認した各社の再発防止に向けた取組状況を採点し、2024 年 6 月 25 日に、採点結果を公表した。

また、東京電力パワーグリッド株式会社において、非公開情報が特定関係事業者において閲覧可能となっており、東京電力リニューアブルパワー株式会社においては知りえた非公開情報を業務において利用していたことが判明した。これを受け、委員会は、同月 20 日に、東京電力パワーグリッド株式会社に対して、①顧客の接点情報を集約管理するシステムの共用状態の速やかな解消、②内部統制の強化に係る取組に関し、不十分な事項を整理した上で、早期に実施すること、③事案の発生原因の調査・公表や関係者の厳正な処分の実施、④勧告内容の実施状況に係る委員会のフォローアップに対応するよう、業務改善勧告を行った。また、東京電力リニューアブルパワー株式会社に対し、内部統制の抜本的強化を実施するとともに、委員会のフォローアップに対応するよう、業務改善指導を行った。

同年 7 月 19 日には、東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社より「業務改善計画」が提出された。委員会は、業務改善計画の提出日から 1 年間を集中改善期間と位置づけ、東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社の再発防止に向けた取組状況についてモニタリングを実施している。

(2) 情報漏えい事案を踏まえた再発防止のための制度的措置

委員会は、2023 年 6 月 29 日に、一連の事案への再発防止策としての制度的措置として、①一般送配電事業者が、非公開情報の管理の用に供する情報システムの共用状態を速やかに解消する義務を負うこと、②一般送配電事業者が内部統制体制において管理部門を設置し、管理部門により現業部署の業務の法令適合性を担保するための必要な措置を実施する義務を負うこと、③関係小売電気事業者が非公開情報をその業務において利用することを禁じることを省令に規定すべき旨、経済産業大臣に対して建議した（詳細は参考資料 5 を参照）。建議を受けて、2024 年 4 月 1 日には電気事業法施行規則及び「適正な電力取引についての指針」を改正し、一般送配電事業者の体制整備に関する事項等に係る規定を整備した。

また、委員会は、同年 3 月 28 日に、上記の制度的措置について人事の面で実効性を担保する観点から、電気事業法施行規則において規定されている、一般送配電事業者の特定送配電等業務に従事する従業員に従事させてはならない特定関係事業者の業務の範囲に、電力小売営業業務、電力取引業務及び電源開発計画策定業務の実施箇所において契約者情報を管理する地位にあるものを追加する省令改正を行うべき旨、経済産業大臣に対して建議した（詳細は参考資料 6 を参照）。建議を受けて、2025 年 1 月 31 日には電気事業法施行規則及び「適正な電力取引についての指針」を改正し、一般送配電事業者及び特定関係事業者の禁止行為に関する事項等に係る規定を整備した。

(3) その他事案に対する対応

一般送配電事業者による発電側課金の割引区分に関する誤通知や確定電力使用量の通知の遅延

にかかる事案が発生した。これらの事案について、再発防止策を着実に実施すること及び運用を徹底するよう指導を行った。

2. 2. 一般送配電事業者等に対する監査

【本項目の概要】

- 一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理について監査を行った。「約款の運用」、「託送供給等収支」及び「体制整備等」を重点的に確認し、対象事業者 13 社のうち、5 社に所要の指導を行った。

委員会は、電気事業法第 105 条の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）13 社に対して監査を実施した。

2023 年度監査においては、以下の項目を重点的に実施した。

- ・一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。2022 年度もインバランス料金の誤算定等の事案が発生していたことから、2023 年度監査においても、引き続き、再発防止の観点から、再発防止策の実施状況など「約款の運用等」を重点的に確認した。

一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、2022 年度の「体制整備等」に関する監査において、情報管理についての監査を強化し、非公開情報を入手した者を特定することができなかった事案や必要なログ記録が 5 年間保存されていなかった事案を抽出した。2023 年度監査においては、業務改善計画を提出した事業者（一般送配電事業者 7 社）については、別途、フォローアップを実施するため、当該フォローアップの内容と重複しないよう留意しつつ、監査を実施した。具体的には、ID・パスワードの管理状況やログ記録の保存状況等の確認を継続することに加え、事業者におけるログの解析結果の確認や、ある日時のアクセスログを指定した上で権限のない者が利用していないことを確認するなど、実地監査で確認すべき内容を拡充した。また、送電事業者についても、同様に確認した。さらに、2023 年 6 月の経済産業大臣に対する建議事項（非公開情報を取り扱うシステムの物理分割及び内部統制体制の構築）について、2023 年度監査時点では、当該建議を踏まえた省令等が整備されておらず、現行規定の解釈として、又は、業務改善計画への取組状況として、確認できるものについては確認した。

2023 年度に実施した監査の結果、電気事業法第 66 条の 12 の規定に基づく一般送配電事業者等に対する勧告及び電気事業法第 66 条の 13 の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、5 事業者に所要の指導を行った（詳細は参考資料 4 を参照）。監査の結果については、第 519 回委員会（2024 年 6 月開催）において報告を行った。

2. 3. レベニューキャップ制度における一般送配電事業者の期中評価と東京電力パワーグリッド株式会社における 2023 年度の廃炉等負担金の確認

【本項目の概要】

- レベニューキャップ制度における一般送配電事業者の 2023 年度の期中評価を実施した。
- 東京電力パワーグリッド株式会社における 2023 年度の廃炉等負担金の確認について、託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められなかった旨を経済産業大臣に回答した。

レベニューキャップ制度においては、規制期間中に託送料金の引下げが妥当である等と認められた場合には、一般送配電事業者において託送供給等約款を変更する必要があるとされていることから、事業年度ごとに該当しているかについて確認することが必要である。加えて、各事業者が作成した規制期間 5 年間の事業計画について、着実に実行がなされるよう実施状況をフォローアップしていくことも必要であるため、第 58 回～第 62 回料金制度専門会合（2024 年 7 月～10 月）において、2023 年度の各事業者の取組状況について確認（期中評価）を行った。

また、第 533 回委員会（同年 9 月）、第 60 回料金制度専門会合（同月）において、経済産業大臣からの意見聴取を踏まえ、東京電力パワーグリッド株式会社の 2023 年度の廃炉等負担金の確認を実施した。この結果を踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成 12・05・29 資第 16 号）第 2（15）に照らし、託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められなかった旨回答した（詳細は参考資料 7 を参照）。

2. 4. 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討

【本項目の概要】

- 一般送配電事業者が行った調整力等の公募調達等について監視を行い、制度設計専門会合等に報告した。
- 需給調整市場における調整力の調達等に関して、制度設計専門会合等で議論・検討を進め、「需給調整市場ガイドライン」の改正について、経済産業大臣に対して建議を行った。

（1）調整力及びブラックスタート機能等（以下「調整力等」という。）の公募の結果及び運用状況の監視

一般送配電事業者は、アンシラリーサービスとして供給信頼度を確保する必要があり、そのためには、電圧を維持するために必要な電源やブラックスタート機能を有する電源など、通常の周波数制御・需給バランス調整業務に必要な調整力とは異なる機能を有する電源等が必要となる。

このような特殊な電源等については、応札可能な発電事業者等が限定されていることから、公募調達ではなく、相対取引による調達を行う方が事務コストの面から効率的となる可能性がある。しかしながら、事前に公募要領等において、立地や機能等を要件等として設定することで公募調達は可能であり、また、公募調達の実施により、潜在的な応札者に情報が伝わることで、今後、新規の電源開発等が行われる場合に当該公募調達への応札を考慮した投資判断が可能となることも想定

される。このため、一般送配電事業者は、通常の周波数制御・需給バランス調整業務に必要な調整力の調達とは別に、ブラックスタート機能等の公募調達を実施している。

委員会は、上記の一般送配電事業者が行った公募調達等の結果を分析し、発電事業者の入札行動に問題となる点がないか、監視を行い、また、一般送配電事業者による調整力の運用が、経済合理的に適切に運用されているか等について、監視を行った。

(2) 需給調整市場の監視

需給調整市場は、一般送配電事業者が需給バランスの調整を行うために必要となる調整力を市場から広域的かつ効率的に調達するため、2021 年度から段階的に取引が開始され、2024 年度からは全商品（一次調整力、二次調整力①、二次調整力②、三次調整力①、三次調整力②）の取扱いが開始された。

2024 年度の全面運開以降、多くの商品及びエリアにおいて、応札量が募集量を下回る、募集量未達の状況が継続しており、市場競争が十分に機能していないという課題が生じている。また、市場競争が十分に機能していないことにより、約定価格が高値で推移するなど、調達価格の高騰もみられた。

こうした課題について、委員会は、応札量の増加を促進するとともに、事業者の適切な入札を促す観点から、入札価格の規律等について、制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合において議論・検討を行った。

具体的には、需給調整市場への応札障壁として、発電事業者等から指摘があった、調整力 Δ kW 市場に応札するために電源等を起動した場合に発生する起動費等の取り漏れについて、一般送配電事業者と発電事業者等の間で事後精算を認めることとした。また、事業者の適切な入札を促す観点からは、入札価格の規律上、事業者によって解釈に相違があった部分について明確化をした。

こうした整理を踏まえ、2024 年 12 月に「需給調整市場ガイドライン」の改正について、経済産業大臣に対して建議を行った（詳細は参考資料 8 を参照）。

また、需給調整市場ガイドラインでは、調整力 Δ kW 市場における競争的な市場において合理的な行動となる価格を「 Δ kW 価格 $\leq$ 当該電源等の逸失利益（機会費用）＋一定額等」としており、「一定額」部分に計上する金額は、「0.33 円/ Δ kW・30 分（A 種電源）または当年度分の固定回収のための合理的な額を上回らない範囲（B 種電源）」としているが、B 種電源の一定額協議を希望する事業者があったことから、申し出があった内容について確認を行い、確認結果を制度設計・監視専門会合に報告した。

2. 5. インバランス料金制度の運用状況の監視

【本項目の概要】

- 制度設計・監視専門会合において、需給ひっ迫時における補正インバランス料金の上限值である C 値、D 値及び累積価格閾値制度の導入について議論・検討を実施した。
- 一般送配電事業者におけるインバランス料金単価の誤算定事案について、再発防止策の着実な実施と

精算に当たっては真摯に対応するよう指導を行った。また、一般送配電事業者全社及び送配電網協議会が出席する会合を開催し、各社における発生事案の概要と再発防止策の確認等を行った。

計画値同時同量制度において、小売電気事業者と発電事業者は、1日を48コマに分割した30分単位のコマごとにそれぞれ需要と発電の計画を策定することとなっている。これらの計画と実績のずれ（インバランス）については、一般送配電事業者が発電事業者等から需給調整市場等を通じて調達した電源等を用いて調整を行い、その費用については、小売電気事業者と発電事業者からインバランス料金として回収する。このように、インバランス料金は実需給における電気の過不足の精算価格となっているが、同時に卸電力取引における価格シグナルのベースにもなっている。

2022年度から新しいインバランス料金制度の運用を開始しており、需給ひっ迫時における補正インバランス料金については、上限値であるC値を200円/kWh、D値を45円とする暫定措置が継続している。2024年9月以降においては制度設計・監視専門会合（2024年9月～2025年3月開催）において、暫定措置に関する議論・検討を行い、2025年度は引き続き暫定措置を継続することとした。また、2026年度からは暫定措置を見直し、上限値であるC値を300円/kWh、D値を50円とし、長期間上限値が継続した場合の措置として、累積価格閾値制度を導入することとした。

この他、一般送配電事業者におけるインバランス料金単価の誤算定事案について、再発防止策を着実に実施するとともに、関係事業者との精算に当たっては真摯に対応するよう指導を行った。また、2024年9月に一般送配電事業者全社及び送配電網協議会が出席する会合を開催し、各社における誤算定の発生事案の概要と再発防止策を確認するとともに、発生事案の詳細分析と対応案の策定を一般送配電事業者全体で取り組むことを依頼した。

2. 6. 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの開催、発電側課金の運用

【本項目の概要】

- 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループを開催し、一般送配電事業者の各部門や主要設備ごとの効率化の取組等について議論を行った。
- 発電側課金について、発電事業者から小売電気事業者への転嫁に係るアンケート・ヒアリング調査を実施した。

（1）送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの開催

料金制度専門会合の下に設置されている「送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ」において、送電、変電、配電の各部門や主要設備ごとの効率化の取組やモデルケースを用いた各工事の費用分析等について議論を行った。また、送配電ネットワークに関わる関係企業等へのヒアリングも実施した。

(2) 発電側課金の運用

発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再エネの導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、これまで、小売電気事業者が全て負担していた送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者にも一部の負担を求めることで、より公平な費用負担とするものとして、2024 年度より導入された。

発電側課金の運用にあたっては、発電料金の一部として小売電気事業者に転嫁され、ひいては最終需要家に転嫁されていくことが想定されていることから、既存相対契約の見直しが行われない場合、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負うことになる。このため、発電事業者と小売電気事業者との協議が適切に行われるよう「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」の趣旨に沿った契約交渉等に係る適切な情報開示やルール設定等がなされているかを把握する観点から、当面の間、アンケート・ヒアリングを年に 1 回実施することと整理された。

この整理に基づき、2024 年 9 月～11 月にかけて、各小売電気事業者及び発電事業者に対してアンケート・ヒアリング調査を実施した結果、「発電事業者が小売電気事業者に転嫁を実施したくても、小売側が転嫁に応じない」といった事案は確認されなかったことを、同年 12 月に開催された制度設計・監視専門会合に報告を行った。

2. 7. 局地的電力需要増加と送配電ネットワークに関する研究会の開催

【本項目の概要】

- ・ 送配電ネットワークがデータセンターやEVなどの局地的需要増加を機動的かつ円滑に受け入れるための課題や方策を整理するため、研究会を開催して検討を実施し、報告書を取りまとめた。

(1) 研究会の開催・報告書のとりまとめ

送配電ネットワークは、①再生可能エネルギーの拡大、②災害等へのレジリエンス強化、③設備の老朽化などの課題に直面している中、データセンターや半導体工場の新設、電気自動車（EV）への充電設備の整備により、需要の増加が見込まれている。こうした局地的電力需要増加に対して機動的かつ円滑に電力を供給できない場合には、大きな社会的経済的損失が発生する。系統に接続される電源・需要については、地点ごとに送配電ネットワーク増強の要否が異なり、新規接続に伴う送電コストに大きな違いがある。

発電設備については、発電側課金の仕組みにおいて、効率的な送配電ネットワークの利用を促すべく、立地誘導のための割引制度等を組み込んでいる。一方、需要側については、東日本大震災後の電力需給のひっ迫などにより、系統全体のピークを抑えるためのピークシフトや節電などの取組が行われてきたが、局地的需要増加が送配電ネットワークに与える影響に着目した施策は、従来行われてこなかった。

そのため、「局地的電力需要増加と送配電ネットワークに関する研究会」を 2024 年 3 月に設置し、送配電ネットワークが局地的需要増加を機動的かつ円滑に受け入れるための課題や方策を整理すべく、4 回に渡り議論を実施し、2024 年 6 月に報告書として取りまとめた。同報告書では、今後検討を深めるべき事項として、①送配電ネットワークの効率的な利用に向けた託送料金制度、②リソ

ースのコントロール等による送配電ネットワークの効率的利用、③迅速な接続が可能な地点への需要家の誘導、④計画的な送配電ネットワーク整備、⑤新規需要の接続による送配電ネットワークへの影響緩和、と整理された。これらの課題は、今後、経済産業省の審議会・研究会の場における詳細な検討を待つ必要があるが、そうした検討において、本研究会に係る知見の活用が期待される。

第3章. ガスの小売・卸取引に関する取組

3. 1. ガス小売事業の登録申請に係る審査

【本項目の概要】

- ガス小売事業の登録について審査した結果、2025 年 3 月末時点での登録件数は 1,330 件（簡易ガスを含む。）となった。

ガス小売事業の登録について、経済産業大臣は、登録をしようとするとき、あらかじめ、委員会に意見を聴くこととされている。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受け、ガス事業法に規定される登録拒否要件に該当しないかという視点（ガスの使用者の利益の保護の視点等）で審査を行い、その結果を経済産業大臣へ回答している。これらの審査の結果、2025 年 3 月末時点での登録件数は 1,330 件（簡易ガスを含む。）となった。

3. 2. ガス取引報の公表

【本項目の概要】

- ガス事業者からガスの小売取引の監視に必要な情報を収集し、毎月結果の公表を行った。

委員会は、ガス関係報告規則（平成 29 年経済産業省令第 16 号）に基づき、定期的に、ガス事業者からガスの小売取引の監視に必要な情報の報告を受けている。これらの報告を受けた情報のうちガス販売量等の一部の実績について、毎月結果の公表を行った。

3. 3. 各種相談への対応

【本項目の概要】

- 相談窓口（情報提供窓口）を設置し、消費者から小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に対するアドバイスや、事業者の法令違反行為に関する情報の受付・指導等を行った。

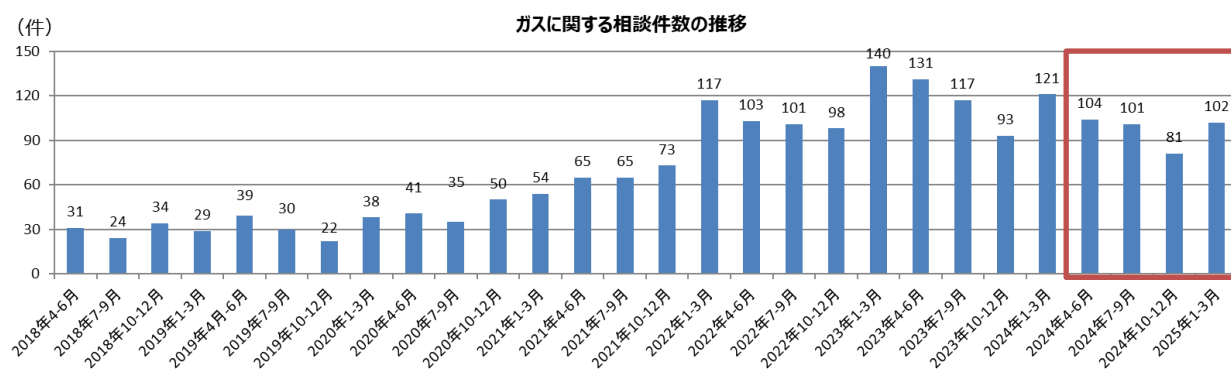
委員会は、相談窓口を設置し、ガスの需要家等から寄せられた相談に対応し、質問への回答やアドバ

イス等を行った。2024 年度における相談件数は 388 件であった。

本相談において、不適切な営業活動などに係る情報があった場合には、事実関係を確認し、必要な場合にはガス小売事業者に対する指導等を行った。

また 2024 年 6 月、9 月、12 月そして 2025 年 3 月に消費者庁及び国民生活センターと連名でガスの勧誘例等に関する注意喚起を行うとともに、経済産業省の X を活用し、電気・ガスの契約前の注意点を周知する等、消費者に対して情報提供を行った。

○相談窓口への相談件数（ガス）の推移



3. 4. 小売取引の監視等

【本項目の概要】

- ガスの小売営業に関して、ガス事業法上問題となる行為を行っている事業者に対する指導等を行った。

2017 年 4 月にはガスの小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家がガス会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、委員会は、ガスの小売供給に関する取引の適正化を図るため、「ガスの小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、ガス事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視などを行っている。

2024 年 4 月から 2025 年 3 月までの間に行った指導等のうち、具体的な例としては、以下のようなものがある。

(1) 業務改善勧告の例（2024 年 12 月）

① 株式会社ストエネに対する業務改善勧告（2024 年 12 月）

ガス小売事業者である株式会社ストエネは、2021 年 9 月頃から 2024 年 6 月 15 日までの間に、10 万 6,603 件の需要家に対して、後追いスイッチング（自社又は媒介業者等の勧誘により獲得したガスの開栓作業を必要とする需要家に対して、一時的に他のガス小売事業者との間でガスの小売供給契約を締結させ、当該他のガス小売事業者において開栓作業が行われてから一定期間後に、改めて需要家から契約申込みを受けることなく、当該他のガス小売事業者から自社にガスの小売供給契約

の切替えを行うこと。)を行った。

後追いスイッチングは、本来支出すべきであったガスの開栓作業に要する費用（他の事業者に対する開栓作業の委託に係る費用等）の負担を免れ、他のガス小売事業者に当該費用を負担させた上で不当に需要家を獲得することになるため、ガス小売事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあり、重大な問題がある。

また、株式会社ストエネは、需要家と他のガス小売事業者との間で一時的に小売供給契約が締結される前に、自社のガスの小売供給に係る料金その他の供給条件の説明及びこれについて記載した書面の交付を行っていた一方で、後追いスイッチングにおいて他のガス小売事業者から自社にガスの小売供給契約の切替えを行う時に、これらの説明及び書面の交付を行っていなかったことが確認された。これにより需要家がガスの小売供給契約の相手方となるガス小売事業者を適切に把握することに支障を生じさせる可能性がある。

このため、委員会は、電気事業法に基づき、株式会社ストエネに対し、後追いスイッチングを行うことがないよう社内体制の改善等の必要な措置を講じること、講じた措置を社内や媒介業者等に周知徹底すること等を求める業務改善勧告を行った。

② 糸魚川市に対する業務改善勧告（2025 年 3 月）

ガス小売事業者である糸魚川市が、2017 年 4 月のガス小売自由化以降、62,736 件の小売供給契約について、供給条件の説明及び契約締結前交付書面の交付を行っていなかったことを確認した。また、62,984 件の小売供給契約については、契約締結後交付書面を交付していなかった。そのため、委員会は、2025 年 3 月 3 日付けで、同市に対して、説明及び書面の交付が行われていなかった需要家への説明及び書面の交付を確実に行うことや、説明義務及び書面交付義務違反が今後発生しないよう体制整備や職員への教育等の必要な措置を講じること等を求める業務改善勧告を行った。

（2）大口都市ガスの受注調整事案に関する経済産業大臣に対する勧告等

2024 年 3 月 4 日に、公正取引委員会は、大口都市ガスの受注調整事案について、中部電力ミライズ株式会社に対して独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を、中部電力株式会社に対して同法に基づく課徴金納付命令を行った。また、同日、家庭用都市ガス等及び卒 FIT 買取に係る事案については中部電力ミライズ株式会社及び東邦瓦斯株式会社に対して、LNG 供給に係る事案については中部電力ミライズ株式会社及び株式会社シーエナジーに対して、警告を行った。

委員会は、同年 6 月 24 日、大口都市ガスの受注調整事案について、ガス事業法第 179 条第 1 項の規定に基づき、東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対してガス事業法に基づく業務改善命令を行うよう、経済産業大臣に勧告し、同年 7 月 26 日に、経済産業大臣は、東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対して、ガス事業法第 20 条第 1 項の規定に基づき、不当な取引制限及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、他のガス小売事業者との間でガス料金等に関する情報交換を行わないこと、再発防止のための計画を提出すること、これを事案内容・発生原因とともに公表すること、改善計画の実施状況について、委員会及び経済産業省に定期的に報告し、フォローアップに応じること等を命じる、業務改善命令を発出した。

また、委員会は、家庭用都市ガス等及び卒 FIT 買取に係る事案について、東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対し業務改善指導を、LNG 供給に係る事案については、中部電力ミライズ株式会社及び株式会社シーエナジーに対し注意喚起を行った。

同年 8 月 23 日には、業務改善命令の対象となった事業者から改善計画が提出され、委員会は各事業者の取組状況について、社内ルールや体制整備、研修等の取組が改善計画等に沿ったものになっているかを中心に、第 1 回フォローアップを実施し、その結果を第 5 回制度設計・監視専門会合（2025 年 1 月開催）にて報告した。

（3）ガス小売事業に関する制度的措置の建議

ガス小売事業について、国のモニタリングを効果的・効率的に行う観点から、報告様式のデジタル化（DX 化）に取り組んでいるところ、2023 年 12 月以降、制度設計専門会合において、料金メニューなどに関する定期的な報告について、DX 化に適した様式への変更など、改善の方向性を検討し、必要な対応を取りまとめた。

これらを踏まえ、2024 年 7 月に、所要の制度的措置を図るよう、経済産業大臣に建議した。

3. 5. 旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査

【本項目の概要】

- 旧一般ガスみなしガス小売事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者 4 社とも、事業者に対する勧告等や所要の指導に至るような事業者はいなかった。

2017 年 4 月にガスの小売全面自由化を実施した際、競争が不十分であると認められた地域については、経過措置として小売規制料金（経過措置料金）を存続させることとされた。

委員会は、第 3 弾改正法附則第 22 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされた第 3 弾改正法第 5 条の規定による改正前のガス事業法第 45 条の 2 の規定に基づき、経過措置料金規制の対象である旧一般ガスみなしガス小売事業者 4 社に対して監査を実施した。

2023 年度監査の結果、第 3 弾改正法附則第 37 条第 1 項の規定に基づく旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する勧告及び第 3 弾改正法附則第 38 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかった（詳細は参考資料 9 を参照）。監査の結果については、第 519 回委員会（2024 年 6 月開催）において報告を行った。

3. 6. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価等

【本項目の概要】

- 経過措置が講じられているガスの小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施した結果、対象事業者 3 社について、変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨、経済産業大

臣に意見回答を行った。

- ・ ガスの特別な事後監視の結果、2024 年度においては、文書指導に至るような事業者はいなかった。

(1) 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価

第3弾改正法附則に基づく経過措置が講じられているガスの小売規制料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

2024 年 10 月、経済産業大臣及び経済産業局長からの意見聴取を受けて、第 63 回料金制度専門会合（同年 11 月）において、原価算定期間が終了している旧一般ガスみなしガス小売事業者 3 社（東邦瓦斯株式会社、日本瓦斯株式会社及び南海ガス株式会社）について電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329 資第 5 号。以下「審査基準」という。）第 2（8）④に基づく評価及び確認を行い、その結果を取りまとめた。

審査基準のステップ 1（規制部門のガス事業利益率による基準）に基づく評価では、個社の規制部門の直近 3 カ年度平均の利益率が、旧一般ガスみなしガス小売事業者 4 社の規制部門の 10 カ年度平均の利益率を上回る事業者は、南海ガス株式会社の 1 社であった。審査基準のステップ 2（規制部門の超過利潤累積額による基準／自由化部門の収支による基準）では、南海ガス株式会社は、2023 年度末の超過利潤累積額が一定水準額を下回っており、自由化部門の収支が直近 2 年連続赤字とはなっていないと評価され、変更認可申請命令発動の可否の検討対象となる事業者はいなかった。

この結果を踏まえ、委員会は、経済産業大臣及び経済産業局長に対し、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨を回答した。

(2) ガス小売料金の特別な事後監視

第 29 回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会（2016 年 2 月）において、ガスの小売規制料金の経過措置が課されない、又はガスの小売規制料金の経過措置が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス又は簡易ガス利用率が 50%を超える事業者については、特別な事後監視として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないう、当該供給区域等の料金水準（標準家庭における 1 か月のガス使用量を前提としたガス料金）を、3 年間監視することと整理されている。

上記の整理を踏まえ、委員会では、これらの事業者の家庭向けの標準的な小売料金について、定期的に報告を受け、料金改定の状況等を確認している。この結果、2024 年度においては、文書指導に至るような事業者はいなかった。

3. 7. ガス卸コミットメントのフォローアップ

【本項目の概要】

- ・ ガス大手 3 社へ対する、コミットメント遵守に関するフォローアップ結果を踏まえ、事業者に適切な

対応を求めた。

東京ガス・大阪ガス・東邦ガスは、2021年に、①供給余力がないといった理由がない限り、依頼があれば、ガス製造に係る業務やガスの卸供給を行うこと、②特にスタートアップ卸については利用実績が上がるように積極的に取り組むこと等を趣旨としたガス卸に関するコミットメントを表明した。委員会は、この遵守状況について定期的にフォローアップを行うこととしており、問題となりうる行為が確認された場合は、これら3社に対して改善を求め、指導等を行うこととしている。2024年度には、委員会は2023年度の卸取引を対象にフォローアップを実施したが、問題となる行為は確認されなかった。

第4章. ガス導管分野に関する取組

4. 1. 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の監視

【本項目の概要】

- 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況を監視し、所要の指導を行った。

委員会は、ガスの適正な取引を確保するため、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況を監視し、託送供給約款の不適切な運用等が見られた場合には指導等を行っている。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかったが、一般ガス導管事業者において都市ガス使用量データの通知遅延事案が発生し、ガス小売事業者の需要家へのガス料金の請求に遅延が生じたため、再発防止策の着実な実施を求める指導を行った。

4. 2. 一般ガス導管事業者等に対する監査

【本項目の概要】

- 一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の業務及び経理について監査を行った。「託送供給収支」及び「託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等」を重点的に確認し、対象事業者257社のうち、69事業者に所要の指導を行った。

委員会は、ガス事業法第170条の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（257社）に対して監査を実施した。

2023年度監査においては、以下の項目を重点的に実施した。

- ・2022年度監査において、前年度に比べると指摘事項の件数は減少したものの、引き続き、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、又は単純ミスによる算定誤り等の指摘事項が74件あつ

たことから、2023 年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る算定誤り等による間違いがないか「託送供給収支」を重点的に確認した。

- ・2022 年 4 月より、一定規模以上の一般ガス導管事業を分社化するとともに、全ての一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対して行為規制に基づく体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止された。このため、2022 年度監査においては、2022 年 7 月 1 日時点の状況について確認したが、本省及び地方局所管事業者合計で 32 件の指摘事項があったことから、2023 年度監査においても、2022 年 4 月から 2023 年 3 月までの通年にわたって、これらが適切に実施されているかなど「託送供給に伴う禁止行為・体制整備等」を重点的に確認した。
- ・一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、電気事業監査と同様に一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（ガスメーターの取付数が 30 万個以上に限る。）においても、非公開情報の管理の用に供するシステムの情報管理を確認した。

2023 年度監査の結果、ガス事業法第 178 条第 1 項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告及びガス事業法第 179 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、69 事業者に所要の指導を行った（詳細は参考資料 9 を参照）。監査の結果については、第 519 回委員会（2024 年 6 月開催）において報告を行った。

4. 3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価

【本項目の概要】

- 2023 年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価を実施し、3 社については、2023 年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していることを確認した。また、8 社については、2023 年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス 5 % を超過していることを確認した。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた者を除く。以下、本項目において「ガス導管事業者」という。）は、事業年度毎に託送収支計算書を作成・公表することとされており、その超過利潤累積額が一定額を超過した場合又は乖離率がマイナス 5 % を超過した場合には、経済産業大臣及び各経済産業局長等が託送料金の変更を命令できることとされている。

ガス導管事業者の 2023 年度収支状況の確認について、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、委員会宛てに意見の求めがあり、これを踏まえ、2024 年 11 月及び 2025 年 2 月に開催された料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施した。その結果、事後評価の対象事業者 145 社のうち 3 社（株式会社エナジー宇宙（北本エリア）、小千谷市、株式会社エネクル（沖山地区））については、2023 年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた。また、8 社（ENEOS エルエヌジーサービス株式会社、栃木ガス株式会社、鷲宮ガス株式会社、小千谷市、福山ガス株式会社、大牟田瓦斯株式会社、三愛オブリ株式会社、長南町）に

については、2023 年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス 5 % を超過していた。

これらのうち、2023 年 9 月 21 日に料金値下げを行った株式会社エネクル（沖山地区）、2024 年 4 月 1 日に料金値下げを行った ENEOS エルエヌジーサービス株式会社及び事業譲渡を予定している小千谷市を除き、期日までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適当である旨を、委員会は経済産業大臣及び経済産業局長等へ回答した。

第 5 章. 熱供給事業に関する取組

【本項目の概要】

- 熱供給事業の登録件数については、2025 年 3 月末時点で 73 件（133 地域）となっている。
- 経済産業大臣に対して、1 事業者 2 区域について、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可の申請があり、委員会で審査の上、意見回答を行った。

（１）熱供給事業者の登録に係る審査

熱供給事業の登録について、経済産業大臣は、登録をしようとするとき、委員会に意見を聴くこととされている。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受け、熱供給事業法に規定される登録拒否要件に該当しないかという視点（熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保の視点等）で審査を行い、その結果を経済産業大臣へ回答している。2025 年 3 月末時点での登録件数は 73 件（133 地域）となっている。

（２）指定旧供給区域熱供給区域の指定

熱供給事業者が供給する供給区域のうち、12 事業者 16 供給区域については、経済産業大臣が、当該供給区域内の熱供給を受ける者が熱供給に代わる熱源機器を選択することが困難である等の理由により、当該供給区域内の熱供給を受ける者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして指定しており、当該供給区域において熱料金の値上げ改定を行う場合には、経済産業大臣による指定旧供給区域熱供給規程の変更認可が必要となる。2024 年度においては、経済産業大臣に対して、1 事業者 2 区域について、エネルギー価格の高騰等を背景とした指定旧供給区域熱供給規程の変更認可の申請があり、委員会で審査の上、当該申請に係る委員会の意見として経済産業大臣に対し査定方針の回答を行った。

第 6 章. 広報、紛争処理等

6. 1. 広報/消費者対応

【本項目の概要】

- 委員会では、ホームページ等を通し、自由化の周知・広報を積極的に実施するとともに、消費者保護強化のため、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を行った。

電力・ガスの小売全面自由化開始後も、消費者が正しい情報を持つことで、トラブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要である。

こうした意識のもと、委員会では、ホームページ等を通し、自由化の周知・広報を積極的に実施してきた。

また、先述のとおり、委員会の相談窓口において、消費者の小売供給契約を結ぶ際のトラブル事例やそれに対する対応等の相談に応じており、2024年度における相談件数は、電気・ガス合わせて3,012件であった。

6. 2. 国際的な取組

【本項目の概要】

- 国際エネルギー規制機関連合への加盟や国際会議への参加等を通じ、海外のエネルギー規制機関と連携し、意見交換・情報収集を行った。

委員会では、海外のエネルギー規制機関と連携し、世界のエネルギー市場や規制機関の役割、エネルギー市場監視のあり方等に関する情報交換や情報収集を行っている。

2024年度は、2024年12月に国際エネルギー規制機関連合（ICER）に加盟するとともに、3月にクリーンエネルギー大臣会合（CEM）の脱炭素化の加速に向けた規制機関の強化（ERAD）イニシアティブに参加し、海外のエネルギー規制機関との意見交換、ネットワーク構築・関係強化に努めた。また、国際エネルギー機関（IEA）が主催する電力セキュリティアドバイザリーボード（ESAB）やシンガポール国際エネルギーウィーク（SIEW）等の国際会議に参加し、エネルギー転換期における電力市場の競争性や持続性に関する各国が共通して直面する課題等について、我が国の取組を紹介するとともに、海外のエネルギー規制機関との意見交換や情報収集を行った。

6. 3. 紛争処理

【本項目の概要】

- あっせんの申請は1件であったが、不実行となった。また、1件の苦情の申出があり、処理を行った。仲裁の申請はなかった。

(1) あっせん及び仲裁

電気事業法の規定により、委員会は、電力取引に係る契約などについてのあっせん及び仲裁の申請があった場合には、不当な目的である場合などを除き、これを行うこととされている。

また、同様にガス事業法及び熱供給事業法の規定により、委員会は、ガスの取引に係る契約及び卸熱供給に関する契約などについてのあっせん及び仲裁を行うこととされている。

紛争処理は、あっせん委員及び仲裁委員を中心に行われる。あっせん委員及び仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうち委員会があらかじめ指定する者から、事件ごとに指名される（電気事業法第35条第3項及び第36条第3項）。2025年3月31日時点におけるあっせん委員及び仲裁委員候補者は以下のとおりである。

(委員)

- ・岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 教授
- ・武田 邦宣 大阪大学大学院法学研究科長・法学部長、教授
- ・松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授
- ・村松 久美子 PwC Japan 有限責任監査法人 ディレクター

(特別委員)

- ・稲垣 隆一 稲垣隆一法律事務所 弁護士
- ・北本 佳永子 公認会計士
- ・小林 由佳 有限責任あずさ監査法人 シニアマネジャー
- ・小宮山 涼一 東京大学大学院工学系研究科 教授
- ・田中 誠 政策研究大学院大学 教授
- ・林 泰弘 早稲田大学大学院理工学研究科 教授
- ・圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター
- ・丸山 絵美子 慶應義塾大学法学部 教授

2024年度において、委員会に対し、あっせんの申請がなされた件数は1件であった。本件は、相手方からあっせんを受諾しない旨の通知を受けたため、あっせんしないものとした。

(2) 苦情の申出への対応

電気事業法、ガス事業法及び熱供給事業法の規定により、委員会は、電気、ガス及び熱供給の取引に係る苦情の申出を受け付け、それを処理することとされている。2024年度において、委員会に対し、苦情の申出がなされた件数は1件であった。

6. 4. 電力・ガス取引監視等委員会に関する検証

【本項目の概要】

- 電力・ガス取引監視等委員会に関する検証を行い、とりまとめを公表した。

委員会では、2020 年 8 月に、当時の関西電力株式会社の金品受領問題の発覚や、電力・ガスシステム改革が進められる中で当委員会を巡る状況変化が起きている点等を踏まえ、有識者にて構成される「電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合」を立ち上げ、これまでの委員会の取組状況・成果に関する検証（以下「前回検証」という。）を実施し、同年 11 月にとりまとめを行った。

その上で、前回検証以降、大手電力による情報漏えい・カルテル事案等の発覚、各電力市場の変化（容量市場や需給調整市場の開始等）など、委員会を巡る業務状況は更に大きく変化していること、加えて、2023 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」では、当委員会の監視機能の強化について明記がなされていること等を踏まえて、委員会として期待される役割を適切かつ迅速に遂行していくため、2024 年 2 月から同年 6 月まで委員会の検証を行った。検証は本委員会で行い、中立性・公平性をより担保する観点から、各回のテーマに関連する有識者・実務者から事務局において事前にヒアリングを実施することとし、当該ヒアリング結果も踏まえて本委員会にて議論を行った。また、一部の有識者・実務者には検証の場で委員会の取組内容や今後の方針等に関するプレゼンを行っていただいた。

検証を踏まえ、組織の経営理念の改定、今後 3 カ年（2024 年度～2026 年度）を見据えての運営の「中期方針」や当該方針を実現するために必要となる「機能強化方針」の策定を行い、6 月に「電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめ」として公表した（詳細は参考資料 10 を参照）。

【検証項目について】

1. 電力・ガス取引監視等委員会の活動実績について（総論）
2. 電力・ガス取引監視等委員会の活動実績について（各論）

<電力>

- ・小売全面自由化を踏まえた監視・審査と制度改革
- ・卸電力市場等の公平性の確保及び取引の活性化
- ・送配電関連分野の監視・審査と制度改革

<ガス>

- ・小売全面自由化を踏まえた監視・審査と制度改革（熱供給を含む）
- ・ガス卸等の公平性の確保及び取引の活性化
- ・導管関連分野の監視・審査と制度改革